

平成22年国勢調査の概要

目的

- 統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づき、国内の人・世帯の実態を把握するとともに、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として実施するもので、国の最も基本的な統計調査である。
- 大正9年以降ほぼ5年ごとに実施されており、平成22年に実施される調査は19回目の調査となり、10年ごとに実施される大規模調査に当たる。

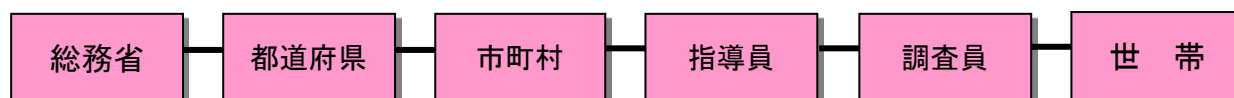
概要

- 調査時期 : 平成22年10月1日
- 調査対象 : 平成22年10月1日現在、我が国に常住するすべての人
ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く
- 調査事項 : 【世帯員に関する事項】
男女の別、出生の年月、就業状態など15事項
【世帯に関する事項】
世帯の種類、住居の種類、住宅の建て方など5事項
- 調査方法 : <調査票の配布>
調査員が世帯と面接し、記入依頼を行った上で調査票を配布

<調査票の回収>
調査員（全封入）、郵送又は（一部地域においては）オンラインによる回収

<フォローアップ回収>
所定の期間内に調査票が提出されていない世帯については、調査員が当該世帯を訪問して調査票を直接回収

○調査の流れ :



結果利用

- 法定人口としての利用
衆議院議員の小選挙区の画定基準、都道府県・市町村議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準 等
- 行政施策の基礎資料としての利用
保育所の整備・充実など、安心して子供を産み育てる環境の整備など少子化対策の基礎資料、高齢者福祉施策の基礎資料 等
- 各種標本調査の抽出フレームとしての利用
労働力調査、家計調査等の抽出フレーム 等
- 学術、教育、民間など広範な分野で利用
人口学・地理学、将来人口の推計の基礎資料 等